

平成28年8月1日
世田谷区環境総合対策室

モニター事業について

1. モニター事業の目的

川場村で発電された電気に関心のある区民の中からモニターを募集する。対象者には、電気の選択の際に重視する要因や、希望する付加サービス及び川場村産電気の購入に期待すること、電気購入に伴い川場村とどのような交流を望むかなどを調査し、選定された小売電気事業の販売メニューづくりや、区の今後の自治体連携の取組みに活かすこととする。

上記の目的を達成するため、以下の点に着目してモニター事業を実施する。

【着目点・実施方針】

① 事業趣旨と仕組みの理解促進

小売電気事業者を介して川場村で発電した電気を購入する仕組みは、区民にとっては理解することが難しいことが想定される。モニター募集段階だけでなく、アンケート調査やニュースレターを活用して継続的に情報を発信し、本スキームを正確に理解していく必要がある。

② 電気販売メニューへのモニター意向の反映

アンケート調査によってモニターの意向を把握し、その結果を可能な限り販売メニューに反映させることが望ましい。販売メニューの検討においては、小売電気事業者のご理解、ご協力が不可欠であるため、事業者の募集段階から定期的に情報共有や意見交換を行って、今後の自治体間連携モデルとして相応しい仕組みを構築するものとする。

③ 川場村産電気購入までの誘導

応募したモニター全員が川場村産電気の購入者になるとは限らない。このため、前述のとおり趣旨を正確に理解していただくとともに、発電所建設情報や現地見学ツアーの告知を行って、参加者が満足度を高めるための工夫を行う。

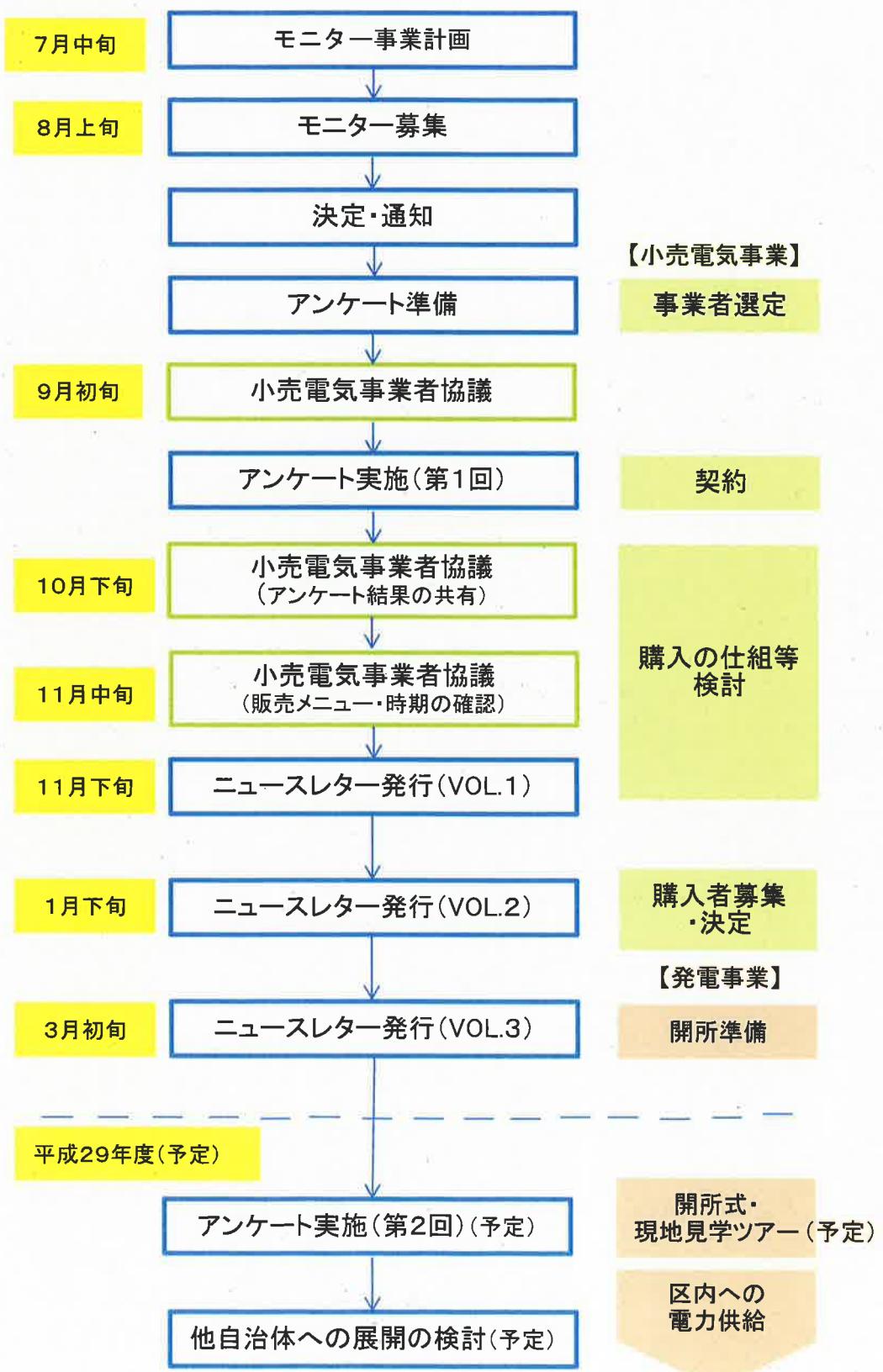
④ 自治体間連携の取り組み拡大への貢献

2回のアンケートによって、満足度や意識変化などの効果測定を行って、今後の自治体間連携を促進するための課題や解決策の検討に資するものとする。また、モニター以外の区民や川場村民に対しても情報を発信し、自治体間連携に関する啓発や普及促進を図る。

2. 平成28年度モニター事業の流れ

アンケート調査やニュースレターを効果的に活用し、連続的にモニターへの情報発信・意向調査・効果計測等を実施して、本事業の効果を最大限に高めていく。

小売電気事業者や発電事業者と定期的に情報共有・意見交換を行うとともに、その結果をタイミング良く発信する。モニター募集から電力供給の開始まで絶え間なくモニターとキャッチボールを行い、川場村産電気の購入事業に対する満足度も高めるものとする。



3. 実施概要

(1) モニター募集【8月上旬】

川場村で発電された電気に関心のある区民の中から、モニターを募集する。

表－1 モニター募集方法（案）

項目	内容
募集対象	世田谷区民（川場村産電気の購入を希望する者）
募集数	20世帯程度
募集期間	平成28年8月1日～8月15日
募集方法	・区のホームページで案内 ・自然エネルギー由来の電気に関心を持つ区民69名へのダイレクトメール

(2) アンケート

販売メニューづくりの参考とすること、モニター事業に参加する前後の意識変化を捉えることを目的としてアンケート調査を実施する。

アンケート計画案は表－2のとおり。設問項目については、実施前に、選定された小売電気事業者と協議する。

表－2 第1回アンケート計画案

項目	内容
目的	モニター事業開始時の意識、電気の選択の際に重視する要因や希望する付加サービス等の把握
実施期間	平成28年9月中旬～2週間
設問項目	①本事業に対する理解度の確認（応募理由等） ②現在の電気契約内容、電力消費量、電気料金 ③今後、電気契約する際に重視すること（価格、電源種別、安定供給、他） ④川場村産電気の購入意向の確認 ⑤恩典（現地見学ツアー等）に対する要望

ア. 第1回 【9月中旬】

モニター事業開始時の意識、電気の選択の際に重視する要因や希望する付加サービス等を把握するため、モニター決定後にアンケート調査を実施する。調査結果については、出来る限り反映していただけるよう、選定された小売電気事業者が販売メニュー等を考案する際に協議を行う。

イ. 第2回 【平成29年5月頃（予定）】

モニター事業の開始時・終了時での意識の変化、満足度等を把握するため、電力供給開始後にアンケート調査を実施する。実施時期は、電気料金の請求が届くまでに時間が掛かることから、最低でも供給開始後1ヶ月以上が経過した後とする予定。

(3) 選定された小売電気事業者との協議

定期的にモニターに対する情報発信を行うため、適宜、選定された小売電気事業者と協議を行って、電気購入者募集などの関連情報を収集する。

また、区は、アンケート調査結果をふまえ、モニターの要望を出来る限り反映していくことや、調査結果から分析される留意事項やその対応策についても、適宜意見交

換や協議を行う。

表－3 選定された小売電気事業者との協議事項

時期（対象）	内容	備考
9月初旬	モニター事業への協力依頼 アンケート調査内容の説明	小売電気事業者の <u>選定後</u> に実施
10月下旬	アンケート調査結果の説明 販売メニューの協議	小売電気事業者の <u>契約後</u> に実施
11月中旬	電気購入者の募集方法・時期の確認	ニュースレターVOL. 1 で周知

（4）ニュースレターの発行 【3回以上】

モニターに対する定期的な情報発信、モニターをはじめとした区民・村民に広く広報して事業への理解を深めていただくためにニュースレターの発行を行う。世田谷区ホームページに掲載するとともに、モニターに対しては郵送又は電子メールで直接送付する。

表－4 ニュースレターの内容（案）

発行回	時期	内容
ニュースレター VOL. 1	11月下旬	・第4回協議会の報告 ・モニターアンケートの結果 ・販売メニュー（予定）及び購入者募集
ニュースレター VOL. 2	1月下旬	・第5回協議会の報告 ・購入者募集の結果 ・発電所開設準備の状況
ニュースレター VOL. 3	3月初旬	・第6回協議会の報告 ・発電所開所式の案内（4月頃）ほか